

○農林水産省告示第四百号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）
第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検査規
程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）
の一部を次のように改正し、平成十九年四月十二
日から施行する。

平成十九年三月三十日

農林水産大臣 松岡 利勝

別表第二の一の項検査有害動植物の欄中、「ナ
シマルカイガラムシ」を削り、同表六の項検査有
害動植物の欄中、「ミナミアオカメムシ」を削り、
同表十の項検査有害動植物の欄中、「ウスイロマル
カイガラムシ」及び、「バナナセセリ」を削り、「ウ
スカワマイマイ」を、「アシグロハモグリバエ、ウ
スカワマイマイ」に改め、「ミナミアオカメムシ」
及び、「アシグロハモグリバエ」を削る。